

○法第11条を適用し、通知した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
宮内庁	式部職 儀式録昭和27年 皇太子成年式立太子の礼 【6件】	H15. 1. 17	H15. 7. 16	H18. 3. 27	981	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙であったため
外務省	国連第026回総会/中共代表権問題[作成(取得)時期]1971年07月01日 の文書の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部署の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけではなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 6	H16. 6. 21	H18. 2. 16	605	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	国連第026回総会/中共代表権問題[作成(取得)時期]1971年09月20日 の文書の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部署の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけではなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 6	H16. 8. 20	H18. 2. 21	550	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1971年10月05日 の文書の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部署の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけではなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 6	H16. 9. 20	H17. 10. 26	401	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	国連第024回総会/中共代表権問題[作成(取得)時期]1969年07月01日 の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部署の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけではなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 7	H16. 10. 20	H17. 11. 21	397	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1970年01月07日の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 7	H16. 11. 19	H17. 10. 26	341	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1970年09月26日の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 7	H16. 12. 20	H18. 3. 10	445	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1970年10月13日の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 7	H16. 12. 20	H17. 10. 24	308	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題一件[作成(取得)時期]1970年10月01日の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録・会談録全般・外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などがわかる文書、)2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、)3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 7	H16. 12. 20	H18. 3. 29	464	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約) 1972年02月21日以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの。(他、計2件)	H15. 5. 16	H18. 1. 31	H18. 3. 31	59	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量であり、また、同時期に多数の開示請求処理業務が集中したことにより、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に予想外の時間を要したため。
	1967年開催の国連総会のために省内で作成された日本の基本方針および議題別対処方針を記した文書。(他、計10件)	H15. 5. 27	H17. 4. 29	H17. 10. 27	181	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	「北朝鮮1」及び「北朝鮮3」。(計2件)	H15. 8. 4	H17. 8. 25	H17. 11. 1	68	開示請求対象文書が著しく大量であること、及び同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。
	1971年国連第26回総会における中国(中共)代表権問題審議をめぐる日本の対応に関する政府(外務省)内の政策立案過程、現地国連代表部と本省との協議、関係各国との協議の記録。(関係ファイル:「国連代表権問題/中共」、「国連第026回総会/中共代表権問題」)(作成時期:1971年7月1日)	H15. 11. 12	H16. 6. 21	H18. 2. 16	605	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	1971年国連第26回総会における中国(中共)代表権問題審議をめぐる日本の対応に関する政府(外務省)内の政策立案過程、現地国連代表部と本省との協議、関係各国との協議の記録。(関係ファイル:「国連代表権問題/中共」、「国連第026回総会/中共代表権問題」)(作成時期:1971年9月20日)	H15. 11. 17	H16. 8. 20	H18. 2. 21	550	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	(旧)内外人外国在留旅行及び保護取締関係一外国在留及び保護取締一出入国、保護、取締、送還 作成時期1959年02月01日	H15. 12. 3	H16. 8. 3	H18. 2. 24	570	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	(旧)内外人外国在留旅行及び保護取締関係一外国在留及び保護取締一出入国、保護、取締、送還 作成時期1959年02月01日	H15. 12. 3	H16. 8. 3	H17. 10. 21	444	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	(旧)内外人外国在留旅行及び保護取締関係一外国在留及び保護取締一出入国、保護、取締、送還 作成時期1959年02月01日	H15. 12. 3	H16. 8. 3	H17. 8. 23	385	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	(旧)内外人外国在留旅行及び保護取締関係一外国在留及び保護取締一出入国、保護、取締、送還 作成時期1959年08月01日	H15. 12. 3	H16. 8. 3	H17. 11. 17	471	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	(旧)内外人外国在留旅行及び保護取締関係一外国在留及び保護取締一出入国、保護、取締、送還 作成時期1958年01月01日	H15. 12. 3	H16. 8. 3	H17. 10. 19	442	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	朝鮮半島情勢(1959年11月20日)	H15. 12. 16	H17. 1. 14	H17. 9. 21	250	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	朝鮮半島情勢(1955年3月21日)(他、計3件)	H15. 12. 16	H17. 1. 14	H17. 10. 12	271	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	北朝鮮関連領事事務(1955年10月27日)	H15. 12. 16	H17. 1. 14	H18. 3. 2	412	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝首脳会談等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1974年3月-4月にかけて日中航空協定交渉の記録 3月13日の小川平四郎大使申し入れから4月20日の調印まで *3月24日以降の9回の全体会議と24回の作業部会を優先	H16. 1. 28	H16. 8. 25	H18. 3. 24	576	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	日中航空協定予備交渉の記録(第1回は1973年3月、第2回は1973年4月)(他、計2件)	H16. 1. 28	H16. 8. 25	H18. 1. 23	516	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	昭和49年、来日したフォード大統領と、田中角栄首相の会談内容が分かる文書	H16. 3. 4	H16. 7. 13	H17. 9. 21	435	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想以上の時間を要し、また、首脳・閣僚レベルの往来等当初予測しなかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をあてることができなかったため。
	(大)：(新)国際会議・機関 (中)：国際会議・機関／経済・経済協力 (小)：水産 文書ファイル名：国際捕鯨委員会(第029回)特別会議 作成者：外務省経済局漁業室 作成時期：1977年8月6日 保存期間：永年 (他、計2件)	H16. 2. 27	H17. 5. 31	H17. 7. 27	57	本件開示請求の主管課(室)には一度に大量の開示請求が寄せられたほか、マグロ類の条約の通常業務に加え、条約の国会審議の作業も加わる等多忙を極め、処理に予想以上の時間を要したため。
	(大)：(新)国際会議・機関 (中)：国際会議・機関／経済・経済協力 (小)：水産 文書ファイル名：国際捕鯨委員会(第030回) 作成者：外務省経済局漁業室 作成時期：1978年4月1日 保存期間：永年 (他、計2件)	H16. 2. 27	H17. 5. 31	H17. 8. 24	85	本件開示請求の主管課(室)には一度に大量の開示請求が寄せられたほか、マグロ類の条約の通常業務に加え、条約の国会審議の作業も加わる等多忙を極め、処理に予想以上の時間を要したため。
	日本の地方産業政策及び地域発展、経済開発政策が対外政策、外交のおよぼした影響に関する文書。特に1968年2月&5-8月、沖縄の経済発展計画に関する文書。	H16. 4. 28	H17. 4. 28	H17. 9. 12	137	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想以上の時間を要し、また、首脳・閣僚レベルの往来等当初予測しなかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をあてることができなかったため。
	行政文書ファイル「国連平和維持活動／日本の国際平和協力(検討)」内の文書で、日本の国連平和維持活動に対する政策に関わる文書。	H16. 9. 13	H16. 12. 13	H17. 5. 23	161	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。また開示請求受付後、国連スーダンミッションの設立及びそれへの我が国協力の検討など当初予測し得なかった事務の繁忙により開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1998年10月 日韓共同宣言(金大中大統領・小渕首相)が出されるまでの日韓のやりとりについて経緯がわかる文書。	H16. 10. 6	H17. 11. 4	H18. 1. 23	80	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝政府間協議等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	アジア開発銀行関係(ADB) 設立関係 本店所在地問題 1965年06月01日 (他、計3件)	H16. 11. 2	H17. 4. 15	H17. 5. 2	17	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示・不開示の決定等に時間を要したため。
	アジア開発銀行関係(ADB) 特別基金関係 1965年12月01日	H16. 11. 2	H17. 4. 15	H17. 7. 11	87	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示・不開示の決定等に時間を要したため。
	行政文書ファイル「国連ナミビア独立支援グループ／要員派遣」(総合外交政策局国際平和協力室、1978年4月1日)の中の文書(ただし、電信システムの内部処理、管理に係る情報はのぞく)。	H16. 11. 8	H17. 4. 7	H17. 5. 13	36	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。また開示請求受付後、国連スーダンミッションの設立及びそれへの我が国協力の検討など当初予測し得なかった事務の繁忙により開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1964年11月13日 佐藤首相、椎名外相による、外務省首脳部との中国問題に関する勉強会の議事録および準備資料。(他、計2件)	H16. 11. 10	H17. 4. 19	H17. 6. 8	50	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1973年2月に中国側が提示した航空協定日本側草案の対案および本件に関連したやりとりに関する記録（他、計2件）	H16. 11. 30	H17. 10. 31	H17. 11. 7	7	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	1973年3月に行われた日中航空協定に関する日本政府代表団（中江要介アジア局参事官ら）の訪中に関する記録（他、計2件）	H16. 11. 30	H17. 10. 31	H18. 2. 22	114	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。
	第3回中近東地域公館長会議（1957年）に関わる文書（議事録等、会議の内容が分かるもの）（他、計2件）	H16. 12. 3	H17. 8. 2	H17. 9. 22	51	開示請求後、イスラエルのガザ地区撤退による、我が国のパレスチナ支援策策定及び、複数の博覧会賓の来訪等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	第5回中近東地域公館長会議（1959年）に関わる文書（議事録等、会議の内容が分かるもの）	H16. 12. 3	H17. 8. 2	H17. 9. 12	41	開示請求後、イスラエルのガザ地区撤退による、我が国のパレスチナ支援策策定及び、複数の博覧会賓の来訪等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	第6回アジア太平洋地域公館長会議（1958年）に関わる文書（議事録等、会議の内容が分かる文書）	H16. 12. 3	H17. 7. 1	H17. 8. 11	41	他の情報公開件数が多く、開示の検討に時間を要したため。また業務繁忙のため。
	第7回アジア太平洋地域公館長会議（1959年）に関わる文書（議事録等、会議の内容が分かる文書）	H16. 12. 3	H17. 7. 1	H17. 8. 24	54	他の情報公開件数が多く、開示の検討に時間を要したため。また業務繁忙のため。
	コンゴ動乱 本邦の態度 第1巻 作成（取得）時期1960年07月01日	H16. 12. 15	H17. 4. 28	H17. 8. 3	97	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	行政文書ファイル「国際平和協力法／成立までの経緯」内の文書全て。（ただし、電信システムの内部処理、管理に係る情報は除く）	H17. 1. 17	H17. 4. 7	H17. 5. 23	46	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、また同時期に処理すべき開示請求が複数重なっており、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。また開示請求受付後、国連スーダンミッションの設立及びそれへの我が国協力の検討など当初予測し得なかった事務の繁忙により開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	広報文化センター開設／タイ・インドネシア・イギリス・オーストラリア・ドイツ・香港・アラブ連合（1955. 6. 1）（※詳細については別紙参照）	H17. 1. 27	H17. 5. 30	H17. 8. 26	88	開示請求の対象となりうる文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	広報文化センター開設／ニューヨーク（1956. 1. 1）（※詳細については別紙参照）	H17. 1. 27	H17. 5. 30	H17. 9. 2	95	開示請求の対象となりうる文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	1989年7月のアルシュ・サミットの準備中および開催中に日本側とその他G7諸国との間で行われた中国問題に関する交渉・議論の記録。	H17. 2. 9	H17. 12. 28	H18. 1. 11	14	非公開を前提として関係国間の信頼のもとに協議を行う主要国首脳会議の特殊性から当初の予想よりも慎重な審査を行う必要があり、かつ、協議先課室において、同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていた等の為に、対象文書の審査に予想以上の時間を要したため。
	1969年7月のロジャース国務長官来日に関する文書（日本側準備資料、日本側要人との会談の議事録など）	H17. 4. 25	H17. 8. 25	H17. 9. 7	13	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想以上の時間を要したため。
外務省 北米地域－在ヒューストン総領事館－政治 ファイル名：日本海呼称問題内の資料すべて（但し日本語資料のみ）	H17. 4. 26	H17. 7. 26	H17. 12. 26	153	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想以上の時間を要し、また、第二期ブッシュ政権の政策、ハリケーン「カトリーナ」被災後の国内情勢のフォロー等当初予測しなかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間をあてることができなかったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
	国際機関関係—国際連合日本政府代表部—国連事務局 ファイル名：北朝鮮人道支援内の資料すべて（但し、日本語文書のみ）	H17. 4. 26	H17. 12. 28	H18. 1. 13	16	事務処理は期限までに終了していたものの、年末年始の時期と重なり、最終的な通知手続に時間がとられたため、当初通知した期限を超過した。
	文化交流政策 アジア地域-在大韓民国大使館-文化交流 1998年04月01日	H17. 6. 9	H17. 12. 28	H18. 3. 30	92	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、個人情報、法人に関する情報等を含んでおり、対象文書の審査に時間を要したため。
	文化交流政策 アジア地域-在大韓民国大使館-文化交流 2000年02月01日	H17. 6. 9	H17. 12. 28	H18. 3. 14	76	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、個人や法人に関する情報等が含まれており、対象文書の審査に時間を要したため。
	文化交流事業 アジア地域-在大韓民国大使館-文化交流 1999年06月10日	H17. 6. 9	H17. 12. 28	H18. 2. 21	55	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、個人情報等を含んでおり、対象文書の審査に時間を要したため。
	国際交流基金 アジア地域-在大韓民国大使館-文化交流 2000年06月01日	H17. 6. 9	H17. 12. 28	H18. 1. 24	27	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、個人や法人に関する情報等を含んでおり、対象文書の審査に時間を要したため。
	図書館 アジア地域-在大韓民国大使館-文化交流 2000年04月01日	H17. 6. 9	H17. 12. 28	H18. 1. 13	16	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、個人や法人に関する情報等を含んでおり、対象文書の審査に時間を要したため。
	「社団法人日本リサーチ協会」に関する一切の資料 ○ 設立時の定款、登本、趣意書等又その後の提出書類等 （設立は昭和45年）	H17. 6. 10	H17. 10. 11	H17. 10. 17	6	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、公開することにより、個人や法人の権利・利益を害するおそれのある情報が含まれており、対象文書の審査に時間を要したため。
	アメリカとの沖縄返還交渉の文書のうち、「愛知外相・マイヤー大使会谈概要」昭和46年5月28日外務省電信案	H17. 6. 13	H17. 10. 13	H17. 10. 19	6	対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想以上の時間を要したため。
	北方領土問題（国家院公聴会） 2002年1月1日 ロシア課 「領土問題について国家院公聴会でどのようなことが話し合われ、それに対して日本側はどのように対応したのかについて。」	H17. 6. 13	H17. 9. 5	H17. 10. 17	42	ロシア側の情報源に関する情報の開示の可否等、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	海外広報／北方領土問題 1992年4月1日 大臣官房海外報道課 「我が国は、海外において、どのような北方領土に関する広報を行っているのか。」	H17. 6. 13	H17. 9. 30	H17. 11. 22	53	開示請求の対象となりうる文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	行政文書ファイル「民間会社の飛行場使用」に綴られている文書の全て。	H17. 10. 4	H18. 3. 3	H18. 3. 24	21	事務手続き上の不備があったため。
資源エネルギー庁	再処理施設建設に係る設計工事認可及び改造に係る設計工事認可等	H14. 7. 31	H17. 3. 31	H17. 8. 1	123	対象となる行政文書には、核物質防護に関する情報、二国間協定に基づく機微な技術に関する情報等が含まれており、当初想定していた開示に係る確認作業を上回る作業量が発生したため。